

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定の一部改正 （県例規集登載）	県民生活交通課
○ 高圧ガス保安法に基づく免状交付事務の委託	消防保安課
○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく免状交付事務の委託	〃
○ 救急病院の指定	医療推進課
〃	〃
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	健康推進課
○ 保安林の指定施業要件の変更予定	治山課
〃	〃
○ 道路の区域変更 道路の供用開始	道路整備課
〃	〃
○ 第五百十七回岡山海区漁業調整委員会の開催	海区漁業調整委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百三十四号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の対象となる路線の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一及び二中「平成二十四年度分から平成二十九年度分」を「平成二十五年度分から平成三十年度分」に改める。

◎岡山県告示第三百三十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条の二第一項の規定により、免状交付事務を次のとおり委託した。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託を受けた者の名称及び住所

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

二 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付、再交付及び書換

えに関する事務

三 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会本部

四 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

◎岡山県告示第三百三十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の規定により、免状交付事務を次のとおり委託した。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託を受けた者の名称及び住所

高圧ガス保安協会

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

二 委託に係る免状交付事務の内容

液化石油ガス整備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務

三 委託に係る免状交付事務を処理する場所

東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号ヒューリック神谷町ビル

高圧ガス保安協会本部

四 委託の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

平成30年6月5日 岡山県公報 第11996号

◎岡山県告示第三百三十七号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 備前市国民健康保険市立日生病院

所在地 備前市日生町寒河二五七〇―四一

名 称 備前市国民健康保険市立吉永病院

所在地 備前市吉永町吉永中五六三―四

二 有効期限

平成三十三年六月十五日

附 則

この告示は、平成三十年六月十六日から施行する。

平成30年6月5日 岡山県公報 第11996号

◎岡山県告示第三百三十八号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院である。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

名 称 大西病院

所在地 玉野市田井三―八―一

二 有効期限

平成三十三年六月二十七日

附 則

この告示は、平成三十年六月二十八日から施行する。

◎岡山県告示第三百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

金光薬局倉敷店

倉敷市阿知二一五一一九

平成三十年六月一日

◎岡山県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
勝田郡奈義町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成30年6月5日 岡山県公報 第11996号

◎岡山県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八六号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
小田郡矢掛町矢掛字古市五六番地先から 小田郡矢掛町矢掛字古市五三番二地先ま で	新	一八・三 二七・七	二二一・七
小田郡矢掛町矢掛字古市五六番地先から 小田郡矢掛町矢掛字古市五三番二地先ま で	旧	一六・二 一九・九	二二一・七

平成30年6月5日 岡山県公報 第11996号

◎岡山県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八六号	小田郡矢掛町矢掛字古市五六番地先から 小田郡矢掛町矢掛字古市五三番二地先まで	平成三十年 六月五日

◎岡山海区漁業調整委員会公示第四号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百十七回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十年六月五日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

平成三十年六月二十九日（金）

午後一時三十分から

二 場所

岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリティまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 くらまぐろの保存及び管理に関する計画案について

第二号議案 委員会指示について